

第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画目標案及びサービス見込み量案

目標値

目標 1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の動向

平成 1 7 年 1 0 月時点で 7 8 人であった障害者支援施設への入所者は、令和 5 年 3 月 3 1 日時点では 7 7 人であり、1 人減少しています。

この期間の新たな入所者数の合計は 5 8 人であり、年平均 3. 2 人が入所していることとなります。

一方、施設からの退所者は死亡した場合を含め 6 0 人であり、グループホーム等に入居した人は 7 人でした。

(2) 基礎調査により分かったこと

この計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、障害者支援施設や病院に入所・入院している人のうち 2 2. 6 % (内訳/障害者支援施設: 9. 5 %、病院: 5 0 %) の人が退所・退院して地域で生活したいと考えています。

(3) 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- 令和 4 年度末時点での施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行する。
- 令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者から 5 % 以上削減する。

(4) 本市の目標

施設入所者のこれまでの動向や、国の基本指針から第 7 期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数 値	考 え 方
令和 5 年 3 月 31 日時点の入所者数 (A)	77 人	
【目標値】 地域生活移行者数 (B)	5 人 (6. 49%)	施設入所からグループホームなどへ移行する人数 (移行率)
地域移行以外の理由による退所者数 (C)	6 人	令和 8 年度末までに死亡した場合など地域移行以外の理由により退所する人数の見込み
新たな施設入所支援利用者 (D)	7 人	令和 8 年度末までに新たに施設入所支援が必要となる利用人員見込み
【目標値】施設入所者数 (E = A - B - C + D)	73 人	令和 8 年度末時点の利用人員見込み
削減見込 (A - E)	4 人 (5. 19%)	差引減少見込み数 (減少率)

(5) 目標達成のための取組

① 地域移行者を増やすための取組

現在、施設に入所している方について、特定相談支援事業所に調査協力を依頼し、個別に状況や希望を確認して対象者を把握します。対象者に対しては入所施設に協力をいただきながら、適切に意思決定支援を行いつつ地域移行支援等へつなげる支援を行います。

さらに、地域生活支援拠点等事業の取組の中においても、障害者等の地域での生活を支援するために体験の機会の提供を通じて、生活の場の移行をしやすくする支援を行います。

② 施設に入所を希望する人への取組

令和5年8月末時点で、施設入所を希望し待機している人（既に施設に入所しているが他施設への入所を希望する人を除く。）は7人で、アンケートでも2.9%の人が今後の利用を希望していることから、今後も一定数の施設入所希望者が見込まれます。

施設入所を希望する場合には、本人の意向を尊重しつつ、生活課題や必要な支援及び居住環境等について本人や家族、相談支援専門員等と協議するとともに、市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」においても在宅サービス等の利用の可能性を検討したうえで、サービス等利用計画に基づき施設入所の必要性について精査します。

③ 施設に入所している人への取組

施設入所者の高齢化により、医療・介護ニーズが高まっている状況がありますが、職員配置や設備等の理由から十分な支援環境が整わず、施設側の負担が増加しています。このような場合には、本人や家族、支援者と協議を行い、介護保険施設への移行など、適切な支援が受けられるよう個別に検討を行います。

目標2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 精神科医療機関入院患者の動向

本市では、平成28年度から比企地域内の3精神科医療機関から任意の協力による精神保健福祉資料（630調査）の提出を受けています。

その集計結果によると、令和4年6月30日現在の1年以上の長期入院患者数は65歳以上の方が82人、65歳未満の方が45人の合計127人であり、令和3年6月1か月間に入院した人の3か月時点の退院率は死亡した人を除いて67%で、6か月時点、1年時点での退院率も67%でした。

(2) 基礎調査により分かったこと

この計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、障害者支援施設や病院に入所・入院している人のうち22.6%（内訳/障害者支援施設：9.5%、病院：50%）の人が退所・退院して地域で生活したいと考えています。

(3) 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- 平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末の精神病床におけるける65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- 令和8年度における退院率の目標値の設定は、入院後3か月時点68.9%以上、入院6か月時点84.5%以上、1年時点91%以上とすることを基本とする。

(4) 本市の目標

精神科医療機関入院患者のこれまでの動向や、国の基本指針から第7期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
【目標値】 精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均	/	市町村単位では実績の把握ができないため、設定しない。 ※詳細「参考資料1」
【目標値】 令和8年6月30日時点における1年以上長期入院者数 ・65歳以上 ・65歳未満	76人 38人	比企地域内の3精神科医療機関から任意の協力により提供される精神保健福祉資料(630調査)を基に集計する。
【目標値】 令和8年6月1ヶ月間に入院した患者の退院率 ・入院後3か月時点 ・入院後6か月時点 ・入院後1年時点	69% 85% 91%	比企地域内の3精神科医療機関から任意の協力により提供される精神保健福祉資料(630調査)を基に集計する。 なお、死亡者は集計値に含まない。

(5) 目標達成のための取組

① 精神障害者が精神病床から退院後、地域で安定した生活を送るための取組

比企地域自立支援協議会「精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会」にて精神病床から退院する特定の精神障害者を選定し、モデルケースとして退院後の平均生活日数や生活の様子をモニタリングし、地域課題の抽出や解決に向けた取組を進めます。

② 精神科医療機関入院患者の地域移行を促進するための取組

精神科医療機関が開催する退院調整会議等に市職員が参加し、地域移行支援事業所とともに障害福祉サービスの調整及び退院後の生活環境について相談に応

じ、早期退院が実現できるよう調整を図ります。

また、地域生活支援拠点等事業においても、精神科病院に長期入院している障害者等の数を把握し、東松山市地域自立支援協議会「地域生活支援拠点等連絡会議」等で地域課題の一つとして周知及び共有します。また、関係機関と協働し個別にニーズの把握に努め、把握した障害者を希望する地域生活に向けた体験利用につなげる等、地域移行を促進する取組を行います。

目標3 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援体制の整備の動向

第6期障害福祉計画では「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」だった目標が、第7期障害福祉計画から「地域生活支援の充実」に変更されました。

本市では令和3年5月に面的整備型の手法で東松山市地域生活支援拠点等を整備し、東松山市地域自立支援協議会において「東松山市地域生活支援拠点等連絡会議」を設置し、地域生活支援の充実のための取組を継続しています。

(2) 基礎調査により分かったこと

- ① この計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、現在父母・祖父母・兄弟姉妹と暮らしている人のうち、18.6%の人が一人暮らしやグループホームでの生活を希望しています。
- ② 障害のある人が、実家や施設を出て、アパートやグループホームなどで暮らし始めるためには「支援をしてくれる人が身近にいること（61.4%）」「周囲の人が、障害のある人に対して理解があること（55.3%）」「発作や急な体調悪化など、緊急時に必ず対応してもらえること（49.9%）」が必要と感じています。

(3) 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

○ 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

○ 強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

(4) 本市の目標

第7期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までの間に地域生活支援拠点等コーディネーターを1人以上配置し、基幹相談支援センターと連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。 ・東松山市地域生活支援拠点等連絡会議において効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。 ・運用状況及び検証を東松山市地域自立支援協議会において年1回以上実施する。
強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害を有する者について、東松山市相談支援事業所連絡会議等でヒアリング調査等によりニーズを把握する。 ・東松山市地域生活支援拠点等連絡会議をはじめとする東松山市地域自立支援協議会でニーズに基づく支援体制の整備を進める。

(5) 目標達成のための取組

① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実についての取組

令和8年度末までの間に地域生活支援拠点等コーディネーターを1人以上配置し、地域移行のニーズ等の把握に努めるとともに、希望する地域生活に向けた体験の機会へつなげる等、生活の場の移行をしやすい支援体制を構築します。基幹相談支援センターと連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

また、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者が東松山市地域生活支援拠点等連絡会議に参加し、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

運用状況の検証及び検討については、年度末に開催する東松山市地域自立支援協議会全体会で実施します。

② 強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備についての取組

強度行動障害を有する者について、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計等により特に支援を必要とする人を把握します。市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」等でヒアリング調査等を行い、支援ニーズを把握します。

把握したニーズについては「東松山市地域生活支援拠点等連絡会議」をはじめとする東松山市地域自立支援協議会で共有し、地域の関係機関と連携を図りつつ地域における課題の整理やニーズに基づく支援体制の整備を進めます。

目標4 福祉施設から一般就労への移行

(1) 福祉施設から一般就労への移行の動向

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を利用している人のうち一般就労した人の数は、令和2年度が11人、令和3年度が12人、令和4年度が13人でした。

また、就労継続支援B型事業所からの一般就労者は、令和2年度は3人、令和3年度は3人、令和4年度は4人であり、継続して就労継続支援B型事業所より一般就労者を出すことができます。令和5年9月1日現在、市内には就労移行支援事業所が2事業所、就労継続支援B型事業所が9事業所あります。

(2) 基礎調査により分かったこと

- ① この計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、現在働いている障害のある人の割合は30.7%です。
- ② ①の働いている人のうち一般就労している人は76.5%、障害者就労支援事業所等に通所して働いている人は15.9%です。
- ③ ②の障害者就労支援事業所に通所して働いている人のうち14.3%の人は一般就労を希望しています。

(3) 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

○ 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

① 就労移行支援事業…令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすること。

② 就労継続支援A型事業…令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすること。

③ 就労継続支援B型事業…令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすること。

○ 就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

○ 就労定着支援事業の利用者数については令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

○ 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること。

(4) 本市の目標

第7期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	12人	令和3年度(1年間)において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】 ○目標年度の一般就労移行者数 ○各事業からの一般就労移行者数 ・就労移行支援事業 ・就労継続支援B型事業	17人 (1.42倍) 13人 (1.44倍) 4人 (1.33倍)	令和8年度(1年間)において福祉施設を退所し、一般就労する人数(増加率)
【目標値】 目標年度の就労定着支援事業利用者数	10人 (1.43倍)	令和8年度において就労移行事業等を通じて一般就労する者のうち、就労定着支援事業を利用する人数(増加率)
【目標値】 目標年度の就労定着支援事業所の就労定着率を7割以上とする。	7割以上	令和8年度において就労定着支援事業所の就労定着率(過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合)を7割以上とする。
就労定着支事業所の複数整備		市内に2カ所以上就労定着支援事業所を整備する

(5) 目標達成のための取組

① 就労訓練施設等の利用を通じて一般就労する人を増やす取組

就労継続支援事業所での就労訓練後、一般就労した障害者と、その障害者を一般就労させた就労継続支援事業所に、東松山市障害者就労継続支援事業補助金を交付するチャレンジアップ応援制度を活用し、福祉施設から一般就労を目指す障害者の後押しと、障害者の経済的自立及び社会参加を促進します。

一般就労が見込まれるケースについて、市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」において、就労に向けた具体的な支援が展開できるよう相談支援専門員への助言等を行います。

また、就労アセスメントや企業との連携強化を目的に、東松山市障害者就労支援センターザックが行う「障害者の一般就労を前提とした就労支援を行う地域づくり」業務を通じて、本人・家族及び関係機関と連携を図ります。

② 就労移行支援事業所利用者を増やす取組

就労アセスメントの結果やサービス等利用計画に基づくモニタリングにより、本人の意向や能力を評価し、希望する場合には就労継続支援B型事業所等から就労移行支援事業所の利用につなげていきます。

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児支援の提供体制の整備等の動向

東松山市地域自立支援協議会「医療・福祉連携プロジェクト」にて関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、取組を継続します。また、「障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議」の活動を継続して行っています。

(2) 基礎調査により分かったこと

保育課へのヒアリング調査によると令和元年度に市内の保育園等に通う障害のある児童は16人でした。令和元年4月1日時点の0歳から5歳までの障害者手帳所持者数が21人であったことから希望した障害のある児童は市内の保育園等に通っていると考えられます。また、放課後児童クラブ（学童保育）に通う障害のある児童は平成30年度は17人、令和元年度は17人でした。

アンケート調査によると、18歳未満の人では、現在、児童発達支援を利用している人は16.3%で、また、16.3%の人が今よりも利用を増やしたい、今後も今と同じくらい利用したいと考えています。放課後等デイサービスを利用している人は51.0%で、また53.1%の人が今よりも利用を増やしたい、今後も今と同じくらい利用したいと考えています。

(3) 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ② 都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。令和8年度末までに、県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- ③ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ④ 令和8年度末までに、県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
- ⑤ 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

(4) 本市の目標

第3期障害児福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
児童発達支援センター等による障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携の下、東松山市地域自立支援協議会を地域における中核的な支援機能を有する体制と位置づけ、児童発達支援センターに代える。 ・「障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議」において、保育や教育の現場及び児童発達支援事業所等を支援し、適切な発達支援の提供につなげる仕組みを構築する。また、子ども・子育て支援施策と緊密な連携を図り、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する。
難聴児支援の早期発見・早期療育の推進		保健、教育等の関係機関が新生児聴覚スクリーニング検査の結果や児童の様子を把握し、関係機関で連携を図りながら、早期発見・早期療育に繋がる取組を継続する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備		令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を2カ所以上整備する。
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		東松山市地域自立支援協議会内に設置している「医療・福祉連携プロジェクト」で引き続き、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を年2回以上行う。医療的ケア児等コーディネーターを2人以上配置する。

(5) 目標達成のための取組

① 児童発達支援センターによる障害児の地域社会への参加・包容の推進のための取組

東松山市地域自立支援協議会が設置する「障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議」において、保育や教育の現場に専門家チームが訪問し課題の共有や意見交換を行う巡回相談の取組を継続するほか、児童発達支援事業所等にヒアリング調査等を行う等、適切な発達支援の提供につなげる仕組みを構築します。また、子ども・子育て支援施策と緊密な連携を図り、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

② 難聴児支援の早期発見・早期療育の推進ための取組

母子保健分野では、新生児聴覚スクリーニング検査の結果や乳幼児健診等で、教育分野では就学時健診や日中の児童の様子から難聴の可能性のある児童を把握し、関係機関で連携を図りながら、早期療育に繋がる取組を継続します。

③ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるようにする取組

東松山市地域自立支援協議会が設置する「医療・福祉連携プロジェクト」で引き続き、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を年2回以上実施し、地域における重度心身障害児支援の体制整備を目指します。

また、医療的ケア児を支える人材の確保・養成等に対しては、当該プロジェクトにおいて調査・研究を行い、受け入れ事業所の複数整備につなげます。

目標6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 相談支援体制の充実・強化等の動向

東松山市は平成27年度から比企地域7町村と共同で比企地域基幹相談支援センターを設置しています。また、平成18年度から東松山市地域自立支援協議会を設置し、各種プロジェクトや連絡会議において地域課題の改善に取り組むとともに、平成19年度から比企地域7町村と共同で比企地域自立支援協議会も設置し、比企地域のサービス基盤の改善にも取り組んでします。

相談支援の質の向上や連携強化を図るため、市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」や、比企地域自立支援協議会「委託相談支援事業所連絡会」において、活動を継続しています。

(2) 基礎調査により分かったこと

① この計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、生活の中で悩んだり、困ったりしたことがあった場合、23.6%の方が相談支援事業所の職員に相談しています。一方、6.3%の方が相談するところがわからないと答えています。

また、障害があることで、差別や嫌な思いをしたことがあった場合、13.7%の方が相談支援事業所の職員に相談しています。

② 障害のある人が、地域で自立した生活を送るためには「相談窓口や情報提供の充実(50.5%)」「自分と家族の高齢化に対応した支援(49.9%)」「外出に必要な移動支援の充実(32.4%)」が必要と感じています。

(3) 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- ① 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ② 協議会において、別表第一の九の表に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

(4) 本市の目標

第7期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化		<ul style="list-style-type: none"> ・市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」を年6回開催するほか、比企地域自立支援協議会「委託相談支援事業所連絡会」を年10回以上開催し、個別事例の支援内容の検証を行う等相談支援体制の強化を図る。 ・比企地域基幹相談支援センター事業により各種相談支援事業所への専門的な指導・助言の実施及び相談支援の質の向上に資する研修会を年2回以上実施する。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善		<ul style="list-style-type: none"> ・東松山市地域自立支援協議会及び比企地域自立支援協議会にプロジェクトや連絡会議等を設置し、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等の取組を実施する。

(5) 目標達成のための取組

① 基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化のための取組

市と比企地域基幹相談支援センターが中心となり、東松山市相談支援事業所連絡会議を年6回開催し、個別事例の支援内容の検証を行う等を通して相談支援の質の向上や連携強化を図ります。また、比企地域自立支援協議会「委託相談支援事業所連絡会」を年10回以上開催し、同様に個別事例の支援内容の検証を行う等相談支援体制の強化を図ります。

また、各種相談支援事業所への訪問等により専門的な指導・助言を行うほか、相談支援事業所を対象とした人材育成等に関する研修を年2回以上実施し、相談支援専門員の資質向上に取り組めます。

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善の取組

比企地域自立支援協議会「委託相談支援事業所連絡会」を年10回以上開催し、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行います。

そのほか、市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」を年6回開催し、個別事例の検討を通じ地域課題の把握に努め、把握した地域課題については東松山市地域自立支援協議会と共有し、地域課題の解決に向けた取組につなげます。

目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の動向

令和3年度に整備した東松山市地域生活支援拠点等において、東松山市地域生活支援拠点等連絡会議で主に緊急時支援が見込まれる障害のある人について障害福祉サービス等の利用状況を整理し、必要な支援内容について検証を行っています。

また、比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」では、自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する取組を継続しています。

(2) 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- ① 県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
また、県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員等に対する意思決定支援に関する研修を推進していく。
- ② 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、基本指針別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

(3) 本市の目標

第7期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組		市職員や障害福祉サービス事業所が障害福祉サービス等の質を向上させるため、意思決定支援をはじめとする適切な研修を受講する。
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証		東松山市相談支援事業所連絡会議や東松山市地域生活支援拠点等連絡会議で地域課題を抽出し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていく。
障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築		比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」で自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図る。

(4) 目標達成のための取組

① 障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組

埼玉県が主催する意思決定支援をはじめとする障害者総合支援法に関する研修や比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」が行う研修に市職員や障害福祉サービス事業所が参加してスキルアップを図ります。

② 障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証

障害福祉サービス等の利用状況についてリストアップを行い、市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」や東松山市地域自立支援協議会「東松山市地域生活支援拠点等連絡会議」で地域課題を抽出し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行います。

③ 障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築

比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」で、国民健康保険団体連合会（国保連）からの確認事項を比企地域の市町村が持ち寄り、処理の仕方や考え方等を事業所に共有する場を設けます。

サービス必要見込量

※ R5 見込は第 6 期障害福祉計画で設定した見込量です。

1 訪問系サービス

利用実人数（人／月）	第 6 期計画			第 7 期計画		
	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
居宅介護	113	119	109	122	129	137
重度訪問介護	5	5	8	7	8	9
行動援護	14	14	19	15	16	17
同行援護	17	15	22	18	19	19
重度障害者等包括支援	1	1	1	1	1	1
合計	148	148	159	163	173	183

利用時間（時間／月）	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
居宅介護	2,537	2,643	2,714	2,828	2,980	3,165
重度訪問介護	535	586	795	799	913	1,027
行動援護	140	158	236	191	203	216
同行援護	387	406	570	490	517	517
重度障害者等包括支援	571	569	433	582	582	582
合計	4,170	4,387	4,748	4,890	5,195	5,507

2 日中活動系サービス

1) 生活介護（数字）は参考記載

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数（人／月）	184	191	201	199	203	207
うち施設入所者を除いた利用者数（人／月）	117	117	124	123	127	130
うち強度行動障害利用者数（実人数）	(94)	(97)	(98)	99	100	101
うち医療的ケア利用者数（実人数）			(11)	11	12	12
うち高次脳機能障害利用者数（実人数）			(3)	3	3	3
利用日数（日／月）	4,200	4,007	4,020	4,318	4,405	4,492
うち施設入所者を除いた利用者日数（日／月）	1,985	2,413	2,480	2,214	2,286	2,340

2) 自立訓練

利用実人数（人／月）	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
機能訓練	2	2	2	2	2	2
生活訓練	12	12	10	14	16	18

利用日数（日／月）	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
機能訓練	35	24	15	30	30	30
生活訓練	199	184	190	234	267	301

3) 就労選択支援

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用実人数（人／月）				—	—	
利用日数（日／月）				—	—	

4) 就労移行支援

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用実人数（人／月）	21	28	35	32	35	38
利用日数（日／月）	347	476	770	547	599	650

5) 就労継続支援

利用実人数（人／月）	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
A型	4	3	4	3	4	4
B型	209	210	209	221	228	234

利用日数（日／月）	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
A型	78	66	88	59	79	79
B型	3,658	3,704	3,762	3,890	4,013	4,118

就労継続支援（B型）事業所平均工賃

R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
16,357円	18,629円	18,000円	20,855円	21,968円	23,081円

6) 就労定着支援

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用実人数（人／月）	10	11	17	28	33	36

7) 短期入所 (数字) は参考記載

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用実人数（人／月）	16	25	41	36	38	40
うち医療型利用者数 （人／月）	2	3	6	4	5	6
うち強度行動障害 利用者数（実人数）	(11)	(18)	確認中	22	23	24
うち医療的ケア 利用者数（実人数）		(8)	確認中	10	11	12
うち高次脳機能障害 利用者数（実人数）			(2)	2	2	2
利用日数（日／月）	177	214	263	326	347	367
うち医療型利用日数 （日／月）	20	38	18	51	64	76

8) 療養介護

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用実人数（人／月）	8	10	7	12	13	14
利用日数（日／月）	227	297	210	353	382	412

3 居住系サービス

1) 自立生活援助

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数（人／月）	2	2	7	3	3	4

2) 共同生活援助 (数字) は参考記載

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数（人／月）	118	129	109	153	171	189
うち強度行動障害 利用者数（実人数）	(15)	(22)	確認中	26	28	30
うち医療的ケア 利用者数（実人数）	(5)	(5)	(5)	5	5	5
うち高次脳機能障害 利用者数（実人数）			(1)	1	1	1

3) 施設入所

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数（人／月）	79	78	79	76	75	73

4 相談支援

1) 計画相談支援等

利用実人数（人／月）	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
計画相談支援	570	589	560	633	673	714
地域移行支援	3	3	9	5	6	7
地域定着支援	19	19	22	21	23	26

2) 地域生活支援拠点等

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
設置個所数	1	1	1	1	1	1
コーディネーターの 配置人数				0	1	1
検証及び検討の実施回数 (年)	0	3	1	1	1	1

5 障害児支援

1) 児童発達支援

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用実人数(月)	29	48	24	59	68	77
利用日数(月)	281	563	168	743	966	1,217

2) 医療型児童発達支援

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用実人数(月)	0	0	1	0	0	0
利用日数(月)	0	0	6	0	0	0

3) 居宅訪問型児童発達支援

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用実人数(月)	0	0	1	0	0	0
利用日数(月)	0	0	6	0	0	0

4) 放課後等デイサービス

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用実人数(月)	90	101	110	116	122	128
利用日数(月)	1,292	1,477	1,549	1,682	1,769	1,856

5) 保育所等訪問支援

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用実人数(月)	2	4	12	4	5	5
利用日数(月)	2	4	12	4	5	5

6) 障害児相談支援

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用実人数(月)	60	65	107	79	89	99

7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
配置人数	1	1	2	2	2	2

【子ども・子育て支援事業】

1) 1号認定：3歳以上で教育を希望（幼稚園・認定こども園）

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用人数(人/年)	1,143	1,174	1,126	1,105	確認中	確認中

2) 2号認定：3歳以上で保育を希望（認可保育園・認定こども園・認可外保育施設）

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用人数(人/年)	922	943	857	841	確認中	確認中

3) 3号認定：3歳未満で保育を希望（認定こども園・認可保育園・地域型保育事業・認可外保育施設）

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用人数(人/年)	645	730	553	641	確認中	確認中

4) 放課後児童クラブ

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用人数(人/年)	1,021	999	961	958	確認中	確認中

5) 障害のある児童の保育園等（1・2・3号認定）利用人数

	R3実績	R4実績
利用人数(人/年)	12	12

6) 障害のある児童の放課後児童クラブ利用人数

	R3実績	R4実績
利用人数(人/年)	17	45

6 発達障害者等支援

1) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援者養成研修の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
受講者数（保護者） （人／年）	0	0	1	1	1	1
実施者数（支援者） （人／年）				0	1	1

2) ペアレントメンターの利用者数

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用者数（人／年）	0	0	5	2	2	2

3) ピアサポートの活動への参加人数

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
参加人数（人／月）	0	0	5	1	1	1

7 地域包括ケアシステムの構築

1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
回数（年）	3	3	5	5	5	5

2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
参加者数（年）	21	21	20	20	20	20

3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
回数（年）	1	1	1	1	1	1

4) 精神障害者の地域移行支援

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数（人／月）	2	4	7	4	4	5

5) 精神障害者の地域定着支援

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数 (人/月)	11	12	19	19	19	20

6) 精神障害者の共同生活援助

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数 (人/月)	34	40	39	54	67	80

7) 精神障害者の自立生活援助

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数 (人/月)	2	1	5	2	2	3

8) 精神障害者の自立訓練 (生活訓練)

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数 (人/月)	12	12	12	14	16	18

8 相談支援の提供体制の充実・強化等

1) 基幹相談支援センターの設置

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
設置数	1	1	1	1	1	1

2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
指導・助言件数 (件/年)	10	6	12	16	16	16
人材育成の支援件数 (件/年)	2	2	2	2	2	2
主任相談支援専門員の 配置人数				1	1	1

3) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 (回/年)				確認中	確認中	確認中
参加事業者・機関数(年)				確認中	確認中	確認中
専門部会の設置数				9	8	8
専門部会の実施回数				41	40	40

4) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
回数(年)	1	1	3	1	1	1

9 地域生活支援事業

1) 成年後見制度利用支援事業

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用実人数(人/年)	2	0	6	1	2	2

2) 意思疎通支援事業

		R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
手話通訳	利用実人数 (人/年)	37	38	37	39	40	41
	延べ利用件数 (件/年)	736	665	814	694	712	730
要約筆記	延べ利用件数 (件/年)	3	3	14	3	3	3

3) 移動支援事業

	R3実績	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
利用実人数(人/月)	43	42	62	33	33	33
利用時間数(時間/年)	4,407	3,501	6,820	3,062	3,062	3,062

4) 日中一時支援事業

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
実利用者数 (人)	12 <2>	12 <3>	19 <1>	13 <4>	14 <5>	15 <6>
年間延べ利用回数	1,088 <59>	932 <57>	1,425 <24>	1,092 <96>	1,176 <120>	1,260 <144>

※<>内の数字は日中一時支援利用者のうち医療型を利用している人数です。

5) 日常生活用具給付等事業

(件/年)	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
介護・訓練支援用具	3	2	10	8	8	8
自立生活支援用具	12	8	13	11	11	11
在宅療養等支援用具	9	7	10	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	11	14	20	18	18	18
排せつ管理支援用具 (実人数)	206	216	195	235	245	255
(件数)	1,992	1,837	1,950	1,900	1,930	1,960
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	4	3	3	3	3

6) 地域活動支援センター事業

実利用人数(人/月)	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数 (人/月)	60	61	120	65	70	75

7 その他事業

障害児(者)生活サポート事業

	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
事業者数	18	18	17	17	17	17
年間延べ利用時間	11,367	11,277	10,180	11,280	11,280	11,280
【参考】 ケア・サポートいわはな 年間延べ利用時間	3,929 <1,793>	3,746 <1,517>	4,477 <1,477>	3,644 <1,509>	3,498 <1,501>	3,358 <1,493>

※<>内の数字は車による送迎サービスの利用時間です。